

# 保育士試験の受験科目等の改正について

平成13年9月7日 雇児発第582号  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

標記については、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成13年5月23日厚生労働省令第125号）が別添のとおり公布されるとともに、本改正に伴う保育士試験実施要領を「保育士試験の実施について」（平成13年6月29日雇児発第440号）により通知したところであるが、その改正の趣旨及び内容並びに留意事項は、下記のとおりであるので御了知の上、その運用に遺憾のなきようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

## 記

### 第1 改正の趣旨

児童を取り巻く家庭や環境の変化に対応し、保育士の専門性の確保、資質の向上を図る観点から、指定保育士養成課程の見直しとの整合性を図り、所要の改正を行ったものであること。

### 第2 改正の内容

#### 1 受験科目（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第41条関係）

- （1）「児童心理学及び精神保健」を「発達心理学及び精神保健」に名称変更したこと。
- （2）「保健衛生学及び生理学」及び「看護学及び

- 実習」を「小児保健」に統合したこと。
- （3）「栄養学及び実習」を「小児栄養」に名称変更したこと。
- （4）「保育原理及び教育原理」から「保育原理」を独立させ、「教育原理」に新たに「養護原理」を追加したこと。

#### 2 施行期日

受験科目の改正については、平成14年4月1日から施行する。

#### 3 経過措置

- （1）平成14年3月31日以前に次表の改正前の科目に合格した者については、平成14年4月1日以降においては、その合格の年にそれぞれ次表の改正後の科目に合格した者とみなすこと。
- （2）児童福祉法施行規則第41条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が指定した学校又は施設において、同項の規定に基づき厚生労働大臣が指定した科目で、次表の改正前の科目を平成14年3月31日以前に専修した者は、平成14年4月1日以降においては、それぞれ次表の改正後の科目を専修した者とみなすこと。

改正前の科目	改正後の科目
・児童心理学及び精神保健	・発達心理学及び精神保健
・保健衛生学及び生理学 若しくは ・看護学及び実習	・小児保健
・栄養学及び実習	・小児栄養
・保育原理及び教育原理	・保育原理
	・知育原理及び養護原理

### 第3 留意事項

#### 1 一部科目合格者の取扱いについて

一部科目合格者の取扱いについては、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第11項、児童福祉法施行規則第41条の2第1項、第42条及び第43条の2第2項で規定するほか、「保育士試験の実施について」（平成13年6月29日雇児発第440号）で通知しているところであるが、上記第2の3の（1）の経過措置により、平成14年3月31日時点で、改正前の一部科目合格証明書を有し、「保健衛生学及び生理学」若しくは「看護学及び実習」のどちらか1科目を残し、それ以外の7科目に合格している一部科目合格者は、平成14年4月1日に全科目合格者となり保育士資格証明書を取得することとなることから下記のとおり取扱いに留意すること。

（1）一の都道府県において行われた保育士試験を受験し、平成14年3月31日時点で、改正前の一部科目合格証明書を有し、「保健衛生学及び生理学」若しくは「看護学及び実習」のどちらか1科目を残し、それ以外の7科目に合格している一部科目合格者には、平成14年4月1日において保育士資格証明書を交付すること。

また、該当者に不利益を与えることのないよう、交付にあたっては事前に十分な期間を定め、周知すること。

（2）二以上の都道府県において行われた保育士試験を受験し、それぞれの保育士試験において合格した科目を併せて上記に該当する者には、該当者の申請により、平成14年4月1日に当該都道府県の一において保育士資格証明書を交付すること。

また、該当者に不利益を与えることのないよう、申請の受付にあたっては十分な期間を定め、周知徹底を図ること。

（3）保育士資格証明書の証明日は、平成14年4月1日とすること。

2 平成14年4月1日以降、一部科目合格者の提出する保育士試験受験科目免除願に添付させる一部科目合格証明書（写）の審査は、第2の3の（1）の経過措置を十分に留意し確実に行うこととされたこと。

3 その他、今回の受験科目の改正により、保育士試験事務の混乱をきたさないよう十分に留意されたいこと。